

諸国は、この主張にさらに上乗せして、IRを実施する能力を構築するために技術協力が必要であることを主張した。

②先進国の主張

IRはボン・ガイドライン、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(WTO/TRIPS)、世界知的所有権機関(WIPO)、国連食糧農業機関(FAO)等、既存の枠組みの総合的活用を含むものである。ボン・ガイドラインの実施を1年半前にはじめたばかりであり、さらに経験を積むべき段階にある。その経験に基づき、既存の制度では解決できない問題があるかどうか確認した上で、真に必要な措置を検討すべきである(なお日本は、IRがいかなるものになるとしても、現状と問題点を明らかにし、遺伝資源の提供側と利用側の相互理解を深めることが重要であり、その上で効果的な解決のための議論が必要である。何らかの制度を構築する議論を行うとしても、その前提として、規制対象を特定すること、実施可能性、透明性、柔軟性のあるシステムとすること、内外無差別に適用すること等が重要であると主張し、議長テキストの中に盛り込まれた)。

(3) 利用者側措置(提供国との事前合意や相互同意条件等を利用国において確保する措置)¹⁾

- ①各国に対し引き続き、適切で実際的な利用者側措置を取ることを奨励する。
- ②Ad hoc WGに対し、国際的原産国証明を多国間アプローチも考慮して取り組むことを要請する。
- ③知的財産権の出願における原産国開示についてWIPOと協力する(賛否両論を併記)。
- ④事務局長に対し、各国の協力のもとに次の問題につき、情報収集と分析を行うことを要請する(遺伝資源や伝統的知識(TK)に関する特定の利用者側措置、各種の国内・域内・国際法令における既存の利用者側措置、不当に行われているアクセスの程度、特定セクターの既存のABSアレンジメント、不順守に対する行政的・司法的矯正措置、商業利用と利益創出に関する慣行と傾向、アクセスと利用条件について利用者に法的確実性を保証する措置)。

事務局長はこれらの情報を編纂し、今回のAd hoc WG会合での検討に供すること。

- ⑤Ad hoc WG会合に対し、事務局の編纂した資料を分析した結果をCOP8が審議するよう推奨することを要請する。

(4) その他

①用語の定義

既存の条約等で使われている用語の定義について引き続き情報を収集し、事務局が取りまとめる。結果を次回のAd hoc WG会合に提出し、検討を継続する。

②ボン・ガイドライン以外のアプローチ

国際的原産国証明、地域間アレンジ、二国間アレンジ等について、特に運用上の機能性や費用対効果の観点からさらなる検証を行う必要がある。各国の見解や既存の制度に関する情報・経験等を事務局に提供し、事務局が取りまとめる。

③ボン・ガイドラインを実施するための能力構築の必要性

Ad hoc WGはCOP7に対し、ABSの能力構築に関する専門家ワークショップが作成した行動計画案を採択し適切な実施措置を取るよう推奨する。

おわりに

- ①ヨーロッパはABSに関し、次のような対応をしつつある。

- ・原産国表示を行うために特許法を改正
- ・植物園ガイドライン、微生物遺伝資源の行動規範(MOSAICS)の策定
- ・ABSマネジメントツール(認証制度を想定)の開発プロジェクトを開始
- ・国際的原産国証明システムに関する検討を国際自然保護連合(IUCN)に委託

日本はこれらの動きを注視し、参考にすべきと思われる。

- ②国連大学高等研究所(UNU/IAS)によるサイドイベントを開催した。

UNU/IASの作成資料がAd hoc WG 2会合での利用者側措置の議論の主たるベースになった。また、UNU/IASがサイドイベントを開催した。筆者(炭田)も、東京で開催したJBAとUNU/IASの共催による国際シンポジウムの結果をサイドイベントで報告した。

○参考文献

- 1) 安藤勝彦, 炭田精造: 遺伝資源利用に関する新たな国際規制案が浮上—新コンセプト「利用者側措置(ユーザーズ・メジャー)」とは?, バイオサイエンスとインダストリー, 61(4), 279~280(2003)